

令和元年 12月23日

安平町議会議員 工藤 隆男 様  
安平町議会議員 田村 興文 様

安平町議会議員 吉岡 政昭

令和元年12月19日、お二人の発議により「吉岡議員に対する問責決議」が議決されましたが、よって立つべき「問責の法律的根拠」と決議文での「議員としてのモラルの欠如」「議会の信頼を損ね議会の秩序を乱した」等々の牽強付会な指摘には、到底承服出来ません。

については、順次、指摘し回答を求めていくつもりですが、まずは、法律上の妥当性に限定して、以下質問しますので、回答を宜しくお願い致します。

1、「吉岡議員に対する問責決議」が発議され議決されましたが、私の HP の記載内容が、以下のいかなる法律、条例、規則等に抵触し「問責に当たる」と判断されたのか。抵触していると判断した法律名、条例名、規則名はなんですか。

- (1)「地方自治法」の何条ですか？
- (2)「安平町議会基本条例」の何条ですか？
- (3)「安平町委員会条例」の何条ですか？
- (4)「安平町会議規則」の何条ですか？
- (5)その他、法律上の根拠があれば、法律名と条文をお示し下さい。

2、なお、以下の2点の確認をお願い致します。

- (1)「問責決議の対象」とされた私の HP の該当ページとは、12月13日、議会運営委員会の際、議会事務局長から配布されたコピーのことですか。
- (2)お二人が、「問責の対象」とした私の HP の該当ページは、「問責決議」提案以前に（前もってまたは当日に）議員全員に配布されましたか。

3、お願い

この度の発議は、お二人が判断し、お二人が行なったわけですから、お二人でご回答下さい。

4、回答期日

令和元年12月27日（金）午後6時。

回答は、文書にてお願いします。（メール添付を含む）